

ゴミを減らそう！
資源を活かそう！
リサイクルにご協力ください

環境対策課

☎08544011033
雲南市におけるゴミ排出量は、年々増加の一途をたっています。ごみ処理場の中には、処理能力の限度一杯で稼働中の所もあります。
環境対策課ではゴミの減量化と資源を有効利用することを目的とし、次のような事業を展開していく予定です。
市民のみなさんと協力して身近なところからゴミの減量化に取り組み事業です。ご協力をお願いします。

古紙回収

ダンボール、雑誌、新聞紙、広告チラシ

	回収日	回収場所
東次 大木	奇数月の 第3日曜日	昨年と同じ指定場所
三刀屋	奇数月の 第2日曜日	"
加茂	奇数月の 第1日曜日	"
吉田 掛合		雲南市・飯南町事務組合（いいしクリーンセンター）で指定されているとおりです。

事業者から排出されるものは除きます。

使用済みの割り箸回収

年間を通じて各地区の公民館等へ持ち込んでください。

古着回収

大東・加茂・木次・三刀屋については、年1回集め、日程は後日お知らせします。ただし、吉田・掛合は、いいしクリーンセンターで指定されているとおりです。

雲南市・飯南町事務組合
いいしクリーンセンター
からのお知らせ

平成19年4月2日より、燃えるごみ（黄色の指定袋）の収集日が変わります。

地域	旧	新
吉田町	旧	新
まち三自治会、 深野・川手自治会	月・木	月・木
その他の自治会	火・金	火・金
掛合町	旧	新
掛合（上・下）	月・木	月・木
多根・松笠・入間・波多・ 穴見	火・金	火・金

平成19年度の環境に関する補助事業について

環境対策課

☎08544011033

平成19年度は、次の環境関係補助金がありますので、ぜひご利用ください。
ごみの減量を促進する「生ごみ処理容器購入費補助金」
購入金額の1/3とし、1基2万円まで補助ができます。
良好な生活環境づくりを促進する「ごみ集積施設設置経費の1/2または、利用世帯数×5,000円のいずれか低い額の補助ができます。
新エネルギーの導入を促進する「住宅用太陽光発電導入促進事業補助金」
5月以降期間を定めて申込みを受け付けます。詳細は次

号でお知らせします。

申請先

市役所環境対策課または各総合センター 自治振興課

平成19年度軽自動車税の身障者減免について

課税課

☎08544011034

次の対象については申請により減免されます。

減免の対象

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有する軽自動車
の車両がない場合に限り、生計を一にする方が所有する軽自動車
その構造が専ら身障者の方のために利用するもの（車椅子運搬車等）

申請先

市役所税務課または各総合センター 自治振興課

申請の際に必要なもの

- 身体障害者手帳等
- 運転される方の運転免許証（写し）
- 印鑑（認印で結構です。）
- 車検証（写し）
- 申請期限
5月24日（木）
納期限の7日前です。

平成19年度固定資産税
覽帳簿の縦覧について

税務課

☎08544011034

平成19年度固定資産税の覽帳簿による縦覧を、次のとおり行います。

縦覧帳簿

土地価格等縦覧帳簿

（所在、地番、地目、地積、価格を記載）

家屋価格等縦覧帳簿

（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格を記載）

縦覧できる方

本市内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者

土地（家屋）のみを所有している方は、土地（家屋）の縦覧帳簿だけが縦覧できます。又、免税点未満の方は縦覧できません。

縦覧日時

4月2日（火）～5月31日（木）
土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時

縦覧場所

市役所税務課 または各総合センター

市役所では市全域が縦覧できますが、総合センターでは当該町のみ縦覧可能です。

ご注意ください。

4月1日からの市民バス
運行についてのお知らせ

政策推進課

☎08544011011

市民バスは、合併前旧6町村の運行形態を引き継ぎ25路線で運行してきました。一方で、できるだけ運行形態を統一して効率化を図ることや、J・R・民間バス会社などと同じ時間帯での運行による競合も調整する必要があります。このような中で市民の皆様からの要望も踏まえつつ、利用者代表や有識者などからなる市公共交通対策協議会で運行路線やダイヤ等の検討を行った結果、平成19年4月1日より次の運行見直しを行います。詳しいバスの運行時刻表をお配りしています。



広域路線バス

路線名	変更内容
吉田大東線 (広域路線バス)	運行ルートの一部変更（1・7便） 運行時間の変更（1・4・7便）
北原線 (木次地域バス)	運行ルートの一部変更 運行時間の一部変更
加茂北・南回り線 (加茂地域バス)	園児・児童と一般住民の混乗利用 運行ルートの一部変更 運行時間の変更
田井線 民谷線 芦谷・杉戸線（新規） (吉田地域バス)	児童・生徒と一般住民の混乗利用 運行ルートの一部変更 運行時間の変更 芦谷・杉戸線の追加

お知らせ事項

①フリー乗降区間

平成18年度の運行から実施しておりますフリー乗降の対象区間等については、次のとおりです。

ご覧下さい。

なお、バス運行の見直しは今後とも継続して実施しますので、ご協力を頂きますようお願いいたします。

4月1日からの主な変更点

①運行路線 便

以下の路線・便を変更し運行します。（主な変更内容のみ掲載）

フリー乗降は高齢者や体の不自由な方に対する特例と位置づけましたので、乗降及び交通の安全並びに定時運行のため、その他の方は原則的にバス停での乗降をお願いします。

②使用料の減免について
合併後の使用料の減免については、次の方が対象です。お間違えのないようお願いいたします。
小学生以下及び各種障害者手帳等を所持されている方は半額
乗客に同伴する満4歳未満の乳幼児は無料

③その他

近年、バス利用者が減少している傾向にあるため、ご利用の少ない便については、廃止の基準を設け、平成19年度の利用状況に改善が見られない場合は、廃止を検討いたします。

今後とも多数ご利用いただきますようお願いいたします。